

令和元年度答申第67号  
令和2年1月14日

諮問番号 令和元年度諮問第66号（令和元年12月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定  
に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項1号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を掲げている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていない。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成25年6月2日、通勤災害により、頭部打撲、右脛骨近位部骨折等の傷害を負い、その後、右腓骨近位端骨折及び右腓骨MRSA骨髄炎に罹患して治療を受け、平成28年10月7日をもって治ゆ（症状固定）と診断された。

（調査結果復命書（平成30年9月10日付け）、診断書）

- (2) 審査請求人は、平成28年11月17日、処分庁に対し、慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケア健康管理手帳の交付申請をした。

処分庁は、平成28年12月5日、審査請求人に対し、慢性化膿性骨髄炎（右下腿）に係るアフターケア健康管理手帳を交付した。

（健康管理手帳交付申請書、健康管理手帳交付決議書）

- (3) 審査請求人は、平成29年3月7日、B労働基準監督署長に対し、残存する障害があるとして、障害給付の支給請求をした。

B労働基準監督署長は、平成29年5月26日、審査請求人の右足関節、右膝関節、右股関節、右膝下部、右脛骨及び左手母指の障害について、障害等級併合第8級に該当するものと認め、障害給付の支給を決定した。

（障害給付支給請求書、調査結果復命書（平成29年5月18日付け）、年金・一時金支給決定決議書）

- (4) 審査請求人は、平成30年4月5日、処分庁に対し、平成28年12月20日、平成29年8月8日及び同年12月19日、慢性化膿性骨髄炎に係るアフターケアのため、P病院（以下「本件医療機関」という。）に通院したとして、これらの通院費（合計69,976円）の支給申請（本件申請）をした。

（アフターケア通院費支給申請書、アフターケア通院費支給承認・不承認決定決議書）

- (5) 処分庁は、平成30年9月13日付けで、本件申請に対し、「支給対象の要件である『自宅から、おおよそ4キロメートル以内にアフターケアを受けることができる医療機関がないため、4キロメートルを超える最寄りのアフターケアを受けることができる医療機関へ通院するとき。』に該当

しないため。」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(アフターケア通院費不支給決定通知)

(6) 審査請求人は、平成30年9月27日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和元年12月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、骨髄炎が続いており、本件医療機関から他の医療機関へ転院することはあり得ず、住居地から4キロメートル以内にアフターケアを受けることができる医療機関がないため、本件医療機関に通院していたにもかかわらず、通院費を不支給とされたから、本件不支給決定の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

アフターケア通院費の支給対象となる通院については、アフターケア通院費支給要綱（平成9年8月26日付け基発第596号労働省労働基準局長通達「アフターケアの通院に要する費用の支給について」の別添。以下「本件支給要綱」という。）において、支給要件が定められている。

審査請求人の住居地から本件医療機関までの距離は、直線距離で約255.5キロメートルであるから、本件支給要綱の支給要件（アフターケア対象者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関へ通院する場合）に該当しない。

また、審査請求人が受けたアフターケアの内容は、4か月から5か月に1回の診察、画像検査等であり、整形外科を標榜する医療機関であれば受けられる一般的な内容の検査等であることが認められる。整形外科を標榜する医療機関について検討すると、審査請求人の住居地から直線距離で3.03キロメートルの位置にQ病院が存在し、住居地の所在市であるC市内にはR病院が、近隣のD市内にはS病院が、E市内にはT病院が、F市内にはU病院が存在している。

そうすると、審査請求人の住居地の近隣には、傷病の症状の措置に適した医療機関が複数存在し、アフターケア実施医療機関が本件医療機関でなければならぬ合理的な理由は認められないから、本件支給要綱の要件（アフターケア対象者の住居地又は勤務地から、おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病

の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りのアフターケア実施医療機関への通院)にも該当しない。

よって、本件不支給決定について、違法又は不適正な点は認められない。したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年12月6日、審査庁から諮問を受け、同月20日及び令和2年1月10日の計2回、調査審議をした。

#### 1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、反論書（平成31年3月14日付け）の提出から、審理員意見書（令和元年11月20日付け）の提出まで約8か月を要しており、行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条では、国民の権利利益の救済のための不服申立て制度として、迅速な手続の下で不服申立てをすることができることが求められていることから、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方の改善を含め迅速な手続の確保について真摯に努力する必要がある。

上記の点以外では、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条）ことから、労災保険法29条1項1号が掲げる被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業を含む社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものと解される。本件のアフターケア通院費の支給は、この社会復帰促進等事業の一環として実施されているものであるが、アフターケアとは、業務災害等により、せき髄損傷等の特定の傷病に罹患した者にあっては、症状固定後においても後遺症状に動揺を来す場合が見られること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることに鑑み、必要に応じて講じる予防その他の保健上の措置とされている（社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（平成19年4月23日付け基発第0423002号厚生労働省労働基準局長通達「社会復

帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の別添) )。

本件支給要綱は、アフターケア対象者の経済的負担を軽減することを支給の趣旨とし、アフターケア対象者の住居地等からアフターケア実施医療機関までの距離を基準として、以下に掲げる要件のいずれかに該当する通院を支給対象とすると定めているが、これらの定めについて、上記労災保険法の目的及びアフターケアの内容に照らし、特段不合理な点はない。

① アフターケア対象者の住居地又は勤務地からおおよそ4キロメートルの範囲内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関へ通院する場合であって、交通機関（鉄道、バス、自家用自動車等をいう。）の利用距離が片道2キロメートルを超える通院。

ただし、片道2キロメートル未満であっても、当該傷病の症状の程度から交通機関を使用しなければ通院することが著しく困難であると認められる者についてはこの限りではない。

② アフターケア対象者の住居地又は勤務地から、おおよそ4キロメートルの範囲内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関がないために4キロメートルを超える最寄りのアフターケア実施医療機関への通院。

(2) そこで、審査請求人の本件医療機関への通院が、本件支給要綱の上記要件に該当するか検討する。

まず、審査請求人は、骨髄炎が続いており、他の医療機関へ転院することはあり得ないと主張している。この点について、診断書では、障害の状態について「感染症骨髄炎の為のアフターフォローが必要だと考えます。」、療養の内容及び経過について「当院（注：本件医療機関）で経過観察、症状固定となった。」との記載があり、平成28年10月7日をもって治ゆ（症状固定）と診断されている（上記第1の2の(1)）。また、審査請求人が本件医療機関で受けたアフターケアの内容は、各アフターケア委託費請求内訳書によれば、外来診療、血液検査、撮影等であることを確認することができ、このような診察、保健処置、検査等は、整形外科を標榜する医療機関であれば受診することが可能な一般的な検査等とする審査庁の説明（上記第2）は首肯することができる。そして、上記の他、本件医療機関以外の医療機関へ転院することができない事情も認められないから、審査請求人の主張は採用することができない。

次に、審査請求人の傷病の症状の措置に適した医療機関については、審

査庁が主張するとおり、審査請求人の住居地（C市（アフターケア通院費支給申請書））から4キロメートルの範囲内に、整形外科を標榜するQ病院が存在していることのほか、4キロメートルを超えるが最寄りに、整形外科を標榜する病院が存在していることを確認することができる（労災保険指定医療機関検索（整形外科、C市内等）、地図上で2点間の直線距離・走行距離を測る検索）。

そうすると、審査請求人の住居地から直線距離で約255.5キロメートルである本件医療機関への通院（地図上の距離計測）は、本件支給要綱の上記要件に該当しないことは明らかである。

したがって、本件不支給決定が違法又は不当であるということはできない。

### 3 付言

労災保険法29条2項は、社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定しているにもかかわらず、当該基準を定めた厚生労働省令は、これまで制定されておらず（上記第1の1）、アフターケアに係る通院費の支給は、本件支給要綱に基づいて行われている。加えて、アフターケアに係る通院費の支給に関する決定が処分である以上（社会復帰促進等事業の1つである労災就学援護費の支給に関する決定の処分性について、最高裁平成15年9月4日第一小法廷判決・集民210号385頁参照）、当該処分は法令に定める基準に基づいて行われるべきであり、この意味でも、アフターケアに係る通院費の支給に関する厚生労働省令の定めが求められる。当審査会は、これまでも、累次にわたり、労災保険法に基づく厚生労働省令の制定が求められると指摘してきたところであり、審査庁における真摯な検討と対応が求められる。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹